

ぼうさい掲示板

台風の被害や特別警報について

○大雨や台風による災害は毎年発生

大陸と大洋にはさまれた日本には、季節の変わり目に梅雨前線や秋雨前線が停滞し、しばしば大雨を降らせます。また、7月から10月にかけては日本に接近・上陸する台風が多くなり、大雨、洪水、暴風などをもたらします。特に、傾斜の急な山や川が多い日本では、台風や大雨によって、崖崩れや川の氾濫が発生しやすく、人々の生命が脅かされるような自然災害が、毎年のように発生しています。

○近年の大雨や台風被害

日本に大きな被害をもたらした大雨や台風をご紹介します。

- ・「平成29年7月九州北部豪雨」（死者42名、住家被害3,864棟）
- ・「令和元年房総半島台風」（死者9名、住家被害93,372棟）
- ・「令和元年東日本台風」（死者9名、住家被害105,699棟）
- ・「令和2年7月豪雨」（死者84名、住家被害16,548棟）など、風水害がいくつも発生しています。（出典：政府広報オンライン）



平成25年 台風26号により冠水した利根中学校の様子



令和元年 東日本台風における栄橋の様子

○特別警報

「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかに超える現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく高まっている場合に発表し、対象地域の住民の方々に対して最大級の警戒を呼びかけるものです。

なお、「特別警報」には以下の2つのパターンがあります。

①大雨・暴風・高潮・波浪・大雪・暴風雪

警報の基準をはるかに超える危険度の高いものを「〇〇特別警報」とし発表されます。

②地震・津波・噴火

危険度の高いものを「特別警報」として位置付け、「〇〇特別警報」という名称ではなく、「緊急地震速報（警報）」「大津波警報」「噴火警報（居住地域）」という名称で発表されます。

地震：緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上の揺れを予想したもの。

※「特別警報」が発表されない場合でも、災害が発生しないというわけではありません。

利根町行政アプリをインストールしよう

重要なお知らせや、災害から自分や大切な人の命を守るための防災情報などを、町民の皆さまへ発信します。

右の二次元コードからインストールできますので、ぜひご活用ください！



▶問い合わせ 防災危機管理課 防災係 ☎68-2211（内線322）

消費生活相談だより

デジタル終活とデジタルデータの管理

パソコンやタブレット、スマホなどの通信機器を所持する人が多くなっています。これらなしで生きられないという人ほど、亡くなったときに遺族がデジタル遺産のトラブルに巻き込まれてしまう恐れがあります。国民生活センターなどに寄せられた相談事例をもとに「デジタル終活」について情報提供します。

▼デジタルデータとは

「パソコンやスマホなどに保存されたデータやインターネットサービスのアカウントなど」をデジタルデータといいます。スマホ内に保存された写真や住所録、SNSなどのアカウント、インターネット上で利用している金融機関などをイメージするとわかりやすいでしょう。

▼相談事例

◎故人が利用していたスマホのパスワードがわからないので「スマホが開かない」。もしものときスマホが開かなければ、葬儀のために知人に連絡しようとしても、連絡先を見ることができない。

◎故人が利用していたサブスクの請求を止めたいが、IDとパスワードがわからないので、解約ができない。

▼デジタル終活の始め方

生前からパスワードを知られたくない人もいるのでそのような場合、名刺サイズなどの紙を用意する。

①パソコンやスマホのパスワードを書く。（ロック画面の解除方法を記す）

②ネット上の資産やサブスク契約のサービス名・ID・パスワードなどの必要事項を書く。

③解約などをするサービス名を記し、その他は見ないでほしいなどの死後の要望も書いておきましょう。

④万の際、遺族が発見しやすいよう、通帳や財布などに挟んでおきましょう。また、エンディングノートの活用も有益ですので利用しましょう。

（参考：国民生活センター）

▼問い合わせ

①まち未来創造課 消費生活相談窓口
毎週月・水曜日（祝日除く）
午前10時～正午、午後1時～5時
リモート相談もご利用ください！
毎週火・木曜日（要予約）
☎68・2211（内線246）

②茨城県消費生活センター
平日と日曜日（日曜日は電話のみ）
午前9時～午後5時（日曜日は午後4時まで）
☎029・225・6445

③国民生活センター（消費者ホットライン）年末年始を除く
午前9時～午後4時
☎188（いやや！）

※他市町村への相談はご遠慮ください。

こども家庭センターだより

乳歯の虫歯予防

子どもの虫歯予防で一番大切なことは、「食習慣」、「フッ化物」、「歯磨き」です。

虫歯菌を感染させないことで虫歯を予防できるという説もありますが、日々の親子のスキンシップをとおして、子どもは親の唾液に接触するので、感染を防ぐことを気にしすぎる必要はありません。親から子どもに口腔細菌が感染したとしても、砂糖の摂取を控え、親が毎日仕上げみがきを行ってブラーク（歯垢）を除去し、またフッ化物を利用することで虫歯を予防することができます。

①食習慣

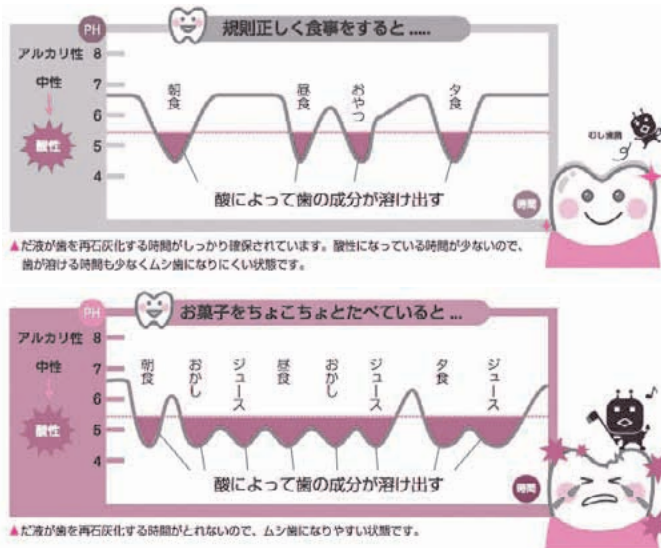
3歳までは甘いおやつやジュース類は避けましょう。だから食べたり飲んだりしないようにしましょう！

②フッ化物

歯が生えてすぐからフッ化物配合の歯みがき剤をつけて磨き始めましょう。歯が強くなり、虫歯菌の活動を抑え溶けかかった歯を修復してくれます。

③歯磨き

歯磨きは食後30分以内に！
歯が生えてからから5才まではフッ化物が950ppmFのジェル歯みがきを使いましょう。



町では令和6年より1歳6カ月児健診で希望者へのフッ素塗布を開始しています。

【乳幼児の歯科相談】

次回は12月9日（火）

午前10時～11時に開催します。

▼問い合わせ

子育て支援課 母子保健係

☎68・2211（内線146）